

就労できる外国人の在留資格

外国人を雇用するときは、本人の在留資格について就労が認められていることを確認しておかなければなりません。現在、在留資格は29種類ありますが、就労の可否に着目すると以下のように分類できます。

1. 在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格（20種類）

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習、特定活動

一般的な事業所で外国人を雇用するケースが多いと考えられる在留資格は次の3種類です。

技術・人文知識・国際業務…	ソフトウェアエンジニア、通訳、語学講師、デザイナー等
企業内転勤……………	企業が海外の本店又は支店から期間を定めて受け入れる社員
技 能……………	中華料理・フランス料理のコック等

平成31年4月から、「特定技能」が創設されました

中小事業者をはじめとして人手不足が深刻化してきた中で、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業として認められた14分野※において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するために創設された在留資格です。「特定技能」には、「特定技能1号」と「2号」の2種類の在留資格があります。

※14分野

①介護 ②ビルクリーニング ③素形材産業 ④産業機械製造業 ⑤電気・電子情報関連産業 ⑥建設
⑦造船・船用工業 ⑧自動車整備 ⑨航空 ⑩宿泊 ⑪農業 ⑫漁業 ⑬飲食料品製造業 ⑭外食業

(特定技能1号は14分野で受入れ可。下線の2分野(建設、造船・船用工業)のみ特定技能2号の受入れ可)

2. 原則として就労が認められない在留資格（5種類）

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

この5種類は原則として就労できませんが、「短期滞在」及び「研修」を除いては、アルバイト等の就労活動であれば、地方入国管理局で資格外活動の許可を受けることで可能です。特に、「留学」及び「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方は、アルバイト先を特定しない包括的資格外活動の許可を受けることができます。「留学」の在留資格をもって在留する外国人の方については原則として1週28時間まで就労することが可能となり、その方が在籍する教育機関が夏休み等の長期休業期間中については、1日8時間まで就労することが可能となります。また、資格外活動の許可を得た「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方については、原則として1週28時間まで就労することが可能となります。これらの在留資格を有する方を雇用する際には、事前に「旅券の資格外活動許可証印」又は「資格外活動許可書」などにより就労の可否及び就労可能な時間数を確認して下さい。なお、これらの方には、風俗営業等に従事することはできません。

3. 就労活動に制限がない在留資格（4種類）

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

これらの身分に基づく在留資格をもって在留する外国人の方は就労活動に制限はありません。